

○生駒市国民健康保険条例（抜粋）

昭和34年3月18日

条例第7号

（生駒市国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 生駒市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定による本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（平元条例10・平6条例27・平30条例5・一部改正）

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。